

令和3年2月17日

会津農林高等学校保護者各位

会津農林高等学校
校長 安田 修久

本校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

このことについて、保護者様宛の文書で1月12日及び1月14日にお知らせしておりましたが、この度、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、令和3年2月14日（日）において「緊急対策期間」を終了することが示され、学校の行動基準における対応を“レベル2”から“レベル1”に引き下げることが県教育長から通知されました。

つきましては、2月22日（月）からの本校における対応を下記のようにいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

一方、域内において「クラスター」が発生するなど、依然として予断を許さない状況が続いており、1月12日付け文書「3学期における新型コロナウイルス感染症対策について」でお知らせした基本的な感染症対策については今後も継続してまいりますので、ご家庭においてもご指導いただくとともに、引き続き感染防止対策に万全を期するようお願いいたします。

なお、令和3年2月15日（月）から同月21日（日）までは移行期間とされており、「下記1」の対応を徐々に実施いたします。

記

1 今後の対応（2月22日（月）から）

（1）感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）

生徒の「接触」「密集」「近距離での対話形式及び大きな声で話す活動」について、適切な感染症対策を行った上での実施は可能となりますが、できる限り避け、回数や時間を絞ります。

（2）宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等

実施が可能となります。実施する場合は可能な限り感染症対策を行います。

（3）部活動における感染症対策

- ① 可能な限り感染症対策を行った上で活動を実施します。
- ② 活動前後に生徒同士で食事をする場合は、顧問が立ち会いの上で、可能な限り感染症対策を行います。
- ③ 他校との練習試合や合同練習会も、可能な限り感染症対策を行った上で実施可能となります。

2 既に実施している対応の継続について

（1）緊急事態宣言対象地域への往来を控えること

緊急事態宣言が発令されている地域への往来については、できるだけ控えるようお願いいたします。やむを得ない事情により往来した場合は、戻った後の健康観察を徹底するとともに、2週間の行動歴を記録してください。

（2）生徒の健康観察や感染症対策の徹底

1月12日付けの保護者様宛文書「3学期における新型コロナウイルス感染症対策について」に記載した生徒の健康観察や感染症対策を徹底します。

（3）差別・偏見・中傷の防止

感染者や濃厚接触者等について、差別・偏見や中傷を防止するための啓発を図ります。

（4）学校外における感染症対策について

- ① 生徒同士の会食やマスクを外しての会話など感染リスクの高い行動を自粛するよう指導します。
- ② 不要不急の外出や外泊などを自粛するよう指導します。